「佐賀県修学旅行ガイドブック及びワークブック制作」業務委託企画コンペ実施要領

　一般社団法人佐賀県観光連盟（以下、「連盟」という。）は、「佐賀県修学旅行ガイドブック及びワークブック」制作業務（以下、「本業務」という。）の委託事業者を選定する企画コンペを実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

なお本業務は、制作の途中で中学校、高等学校等の教育旅行担当の先生に使用感などのフィードバックをもらい連盟に共有することすることがあること、その内容によっては校正の変更を行う可能性がある旨を了承のうえ、企画コンペ参加申請をすること。

１　目的

　　今後の教育旅行を見据え、より多くの教育旅行生の受入を進めるため、本県の教育旅行資源をわかりやすく伝えるとともに、学校関係者及び旅行会社（以下、「関係者」という。）に本県で教育旅行を実施することへの価値を高めるため、新学習指導要領に適応した佐賀県修学旅行ガイドブック及びワークブックを制作する。

２　業務内容

　　別紙の「佐賀県修学旅行ガイドブック及びワークブック制作」業務委託仕様書のとおり。

３　業務委託期間　　契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

４　予算額　5,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内

５　参加者の資格要件

参加できる者は、次に掲げる要件を全て充たす者とする。なお、資格要件確認のため、

佐賀県警察本部に照会する場合がある。

　複数の事業者が「共同企業体」として参加する場合は、共同企業体の全ての構成員が以下に掲げる

要件を全て満たすこと。また，代表者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、

各事業の推進及び成果の達成を図ること。

（１）事業目的の達成のために必要な企画・立案・制作に関して、ノウハウや技術を有していること。

（２）この企画コンペ及びその後の契約の締結について、不正又は不誠実な行為をしないことを

誓約できる者であること。

（３）佐賀県発注の事業に係る入札参加資格停止処分又は指名停止処分を受けている者ではないこと。

（４）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、

更生開始手続開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者ではないこと。

（５）参加申込書提出の日の６か月前から参加申込書提出の日までの間、金融機関等において

手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

（６）佐賀県内に事務所等を所有する者にあっては、県税の滞納がないこと。

（７）自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと及び次のアからキまでの

いずれかに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）

第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する

暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

　エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって

暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に

暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

６　企画コンペの審査方法

　　企画コンペは、書類審査にて行うものとする。審査員は、別表「審査基準」に従い審査を行い、

事業者を選定する。また、必要に応じて、参加者へのヒアリングなどを別途実施する場合がある。

７　提出書類

　次の書類を下記期限までに16の提出先宛てに、持参又は郵送により提出すること。

　　提出期限は、（１）から（４）については令和6年10月8日（火）17時まで、

（５）から（８）については、令和6年10月16日（水）正午までとする。

1. 企画コンペ参加申込書　１部（別紙様式１号）
2. 会社概要　６部（別紙様式２号）

共同企業体での参加申し込みの場合、その構成員ごとに提出すること。

（３）業務実績　６部（別紙様式３号）

（４）誓約書　１部（別紙様式４号）

（５）企画提案書（様式任意。Ａ４判）６部

（６）見積書（様式任意。代表者印等が押印済であること。Ａ４判）１部

　　　見積価格は、審査における評価項目の一つであるため、費用の内訳を詳細に記載すること。

（７）見積書写し　６部

（８）その他必要な書類（様式任意）６部

（９）共同企業体協定書（参考様式を参照のこと。）　1部

　　共同企業体での参加申し込みの場合、全ての構成員で共同企業体協定書を取り交わし、（１）に定める企画コンペ参加申込書に添付して提出すること。

８　企画提案に当たっての特記事項

上記６の（５）の企画提案書には、仕様書２（１）から（８）に定める項目に沿って

委託業務を円滑かつ着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。また、各業務をどのように連携して

実施するかについてもその実施体制のイメージが分かるようすること。

　仕様書に定める業務のほかに、予算の範囲内において当該業務をより効果的に実施できる方策が

あれば、独自提案として具体的に提案すること。

９　企画コンペに対する質問

　　質問書（別紙様式５号）を使用し、メール又はＦＡＸ（送受信の記録が残るもの。）のみで

受け付ける。提出期限は令和6年10月7日（月）17時までとする。

10　実施スケジュール（予定）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 期日 | 備考 |
| 質問書提出期限 | 令和6年10月7日（月） | 17：00締切 |
| 企画コンペ参加申込等書提出期限 | 令和6年10月8日（火） | 17：00締切 |
| 企画提案書、見積書等の提出期限 | 令和6年10月16日（水） | 正午締切 |
| 企画コンペ審査結果通知 | 令和6年10月18日（金）予定 | 郵送で通知 |

11　審査結果の通知等

　　審査終了後、速やかに企画提案書提出事業者全員に結果を通知する。

ただし、審査の経緯等については公表しない。また、審査結果に対する異議は受け付けない。

12　業務の契約

（１）契約候補者の特定

審査において最優秀者として選定した者を、本業務に係る委託契約の契約候補者とし

て特定する。ただし、次の①②のいずれかの事由により委託契約が締結できない場合には、次点者を契約候補者として再特定する。

①契約候補者が本業務の契約の締結を辞退したとき

②その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能となったとき

（２）委託契約金額業務委託契約金額

委託契約金額は、４の委託上限額を超えないものとする。

（３）委託契約の内容及び実施条件

本委託契約の内容については、企画提案書の内容を基に、業務の履行に必要な履行条件などの協議と調整を行う。企画提案書は、あくまでも契約の相手方を選定するための資料であり、その内容は尊重するが、必ずしもその内容に限定されないものとする。協議が成立した場合には、当該業務に係る委託契約を締結する。なお、委託契約においては、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を依頼する。

（４）一括再委託の禁止及び一部再委託の承諾

業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合はあらかじめ

発注者の承諾を得ることとすること。

13　失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となる。

（１）企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合

（２）企画提案書の内容に虚偽の記載があることが判明した場合

（３）企画提案書の提出後に参加者の資格要件に定める要件を満たさなくなった場合

（４）他の参加者の協力者となった場合

（５）公正な審査を妨害した場合又は妨害するおそれがあることが判明した場合を含

め、本企画コンペについて不正行為を行った場合

（６）その他、本実施要領に定める手続き、方法等を遵守しない場合

14　留意事項

（１）提出された資料は返却しない。

（２）参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届

（任意様式を提出することとする。）

（３）企画書の作成に要した費用、その他参加に要した経費については参加者の負担とする。

（４）企画に際して、第三者が所有する素材等を用いる場合は参加者が著作権処理等を行うほか

契約の相手方として採用されないこともある点に十分留意し、著作権関係者とトラブルの

ないようにすること。

（５）公正な審査を妨害するおそれのある、あらゆる行為を禁止する。

（６）受託者と連盟は、必要に応じて適宜打ち合わせを行うなど、綿密な連携を取りながら事業を

実施するものとする。

（７）個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57 号）及び

佐賀県個人情報保護条例（平成13 年佐賀県条例第37号）に基づき、適切に管理するものとする。

15　遵守事項

受託者は、契約の履行に当たって、本業務の意図及び目的を十分理解した上で、最高の技術を駆使するとともに、連盟の指示を遵守し、誠実に実施しなければならない。

また、受託者は、受託事業の実施に当たり、関連する法律等を遵守しなければならない。

16　提出先及び問い合わせ先

　一般社団法人佐賀県観光連盟　誘客推進部　国内誘客グループ　久米・木原

所在地：〒840-0041　佐賀県佐賀市城内一丁目１番59号　佐賀県庁新館６階

TEL：0952-26-6754　　ＦＡＸ：0952-26-7528

E-Mail：kokunai@saga-kanko.jp